

『障害者自立支援法がもたらした、公的保育制度に穴を開ける幼保一元化』

社会福祉基礎構造改革のキーワードのひとつとして「一元化」がある。複雑で融通の利きにくい縦割りの制度を一元化し、効率的で分かりやすくかつ使いやすい制度とするのが趣旨である。しかし社会保障施策の一元化は2つの特徴を色濃く持つ。①民営化を柱とした公的責任の大幅な後退。②利用者への直接補助方式による市場化の促進である。年金制度における「年金の一元化」障害者自立支援法における「障害種別の一元化」とともに、最近とりざたされているのが「幼保一元化」である。現在、幼稚園は学校教育施設で文部科学省が管轄し、保育所は児童福祉施設で厚生労働省が管轄している。

二〇〇六年三月に「就学前の子供に関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律案」が提出され同年六月に可決成立した。この法律で規定されているものが「認定こども園」である。しかし新たに整備されるものではなく、現在の幼稚園や保育所が発展解消し「認定こども園」となることを想定しているが、目的は現在の公的保育所を民間幼稚園に限りなく近づけることにある。この骨組みは驚くべきことに「障害者自立支援法」の仕組みに酷似している。

列挙すると「**営利企業の参入促進**」「**応益負担制度の導入**」「施設への**運営費補助**から利用者に対する**直接補助**への転換」「保険料を財源とした**育児保険の創設**」「**児童の年齢を基本とした要保育度の設定**」「**保育サービス料の利用上限額の設定**」などである。

具体的内容は二〇〇六年七月に示された「中間報告」に詳述されている。『低所得者層への配慮を前提としてサービス内容に見合った対価を利用者が負担する**応益負担方式**に転換することも含めて保育料についても利用者との契約に基づいて、原則自由に設定できるようにすべきである』『利用者の負担を公平化するため、運営費等の公的補助を現行の施設への補助から、就学前の子供を持つすべての家庭に対する**直接補助方式**に転換すべきである。その際、社会福祉制度としての保育の性格を変え、子育てを広く社会全体で支援するという共助の考え方に立って、既存の育児関連予算等を統合したものと保険料を財源とする社会保険制度への転換「**育児保険(仮称)の創設**」も合わせて検討すべきである。また、**直接補助制度の導入**に関しては、児童の年齢を基本に各家庭の「**要保育度**」を設定し、素の度合いごとに公的補助の対象となる1ヶ月の保育サービスの利用額上限を設定すべきである』さらに付帯内容として『速やかに検討開始。平成一九年度結論、平成二〇年度措置』とある。

われわれは「障害者自立支援法」の成立が「幼保一元化」への施策転換に梃子（てこ）の役割を果たしたことを眞摯に受け止めなければならない。また平成二一年におこなわれる「障害者自立支援法」の見直しを展望し、こうした社会保障・社会福祉全般の動きを踏まえ、たうえで施策を位置づけていくことが重要であると考え

【参考文献】障害者自立支援法と人間らしく生きる権利「障害者福祉改革への提言2」

障害者生活支援システム研究会 かもがわ出版(2007)

文責 はやしもりお